第２条　共益的及び優先的債権

特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。

第３条　協定債権

１　協定債権については、平成28年12月７日以後に発生した利息・遅延損害金について全額免除を受けたうえ、すべての資産を換価した配当原資の中から、第２条の債権（共益的及び優先的債権）を全額控除した残余財産を弁済原資として、上述の利息・遅延損害金の免除後の各協定債権額の割合に応じて按分して各協定債権者に対し弁済する。

弁済は、本協定案が可決成立し、裁判所の認可決定が確定した後１か月以内に実施する。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から当該弁済を受けた額を控除した残額につき、免除を行う。

３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価したうえで、共益的債権を控除した残余財産を弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２９年（再）第１０号

神奈川県相模原市中央区上溝７丁目17番22号　大谷ビル３階

再生債務者　株式会社モアアンドモア

１　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月17日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成29年５月22日から平成29年５月29日まで

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２５年（再）第１号

群馬県前橋市文京町１丁目32番７－1001号　ホーユーパレス前橋文京町

再生債務者　髙木　清成

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成29年３月15日　　前橋地方裁判所民事部

平成２８年（再）第５号

名古屋市中区栄３丁目20番６号

再生債務者　デューなつめ澄懐館株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成29年３月22日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再）第１号

熊本県上天草市姫戸町姫浦3033番地の22

再生債務者　有限会社割烹旅館魚勝

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成29年３月22日

熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第３号

山形県酒田市字片町35番地

再生債務者　堀　　裕

１　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月10日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月24日から平成29年５月８日まで

山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（再イ）第４５号

千葉市稲毛区園生町400番地17　キャッスルマンション稲毛605号

再生債務者　飯村　嘉隆

１　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月12日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月26日から平成29年５月10日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第３４号

千葉県千葉市花見川区柏井町583番地

再生債務者　中村サラこと　ナカムラ　サラマナロ

１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月13日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月27日から平成29年５月11日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第４９号

千葉県市川市日之出18番16－612号（ソフトタウン行徳Ａ棟）

再生債務者　小島　和生

１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月13日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月27日から平成29年５月11日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第６４号

静岡県焼津市小川新町２丁目７番３号

再生債務者　増田　峰之

１　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月13日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月24日から平成29年５月８日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第６６号

静岡県焼津市小川新町２丁目７番３号

再生債務者　増田　邦代

１　決定年月日時　平成29年３月23日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月13日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月24日から平成29年５月８日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１９号

名古屋市南区要町５丁目３番地の６

再生債務者　前田昌成こと　李　　昌成

１　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月13日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月20日から平成29年４月27日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２３号

名古屋市南区豊田２丁目15番20号

再生債務者　宜志富　司

１　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月13日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月20日から平成29年４月27日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第４８号

名古屋市中村区名駅南２丁目11番２号　シャトー＆ホテル名駅南２ｎｄ　201号（従前の住所）名古屋市中区丸の内１丁目12番23号　サンエスケーイワタ丸の内203号

再生債務者　大隅　裕人

１　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月13日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月20日から平成29年４月27日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第４９号

愛知県日進市梅森町北田面702番地　㈱シーテック日進寮210

再生債務者　石井　直浩

１　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年４月13日まで

４　一般異議申述期間　平成29年４月20日から平成29年４月27日まで

名古屋地方裁判所民事第２部